

また3市町村のがれきの総量を合わせても、558,2万トンでしかなく、鹿島JVと契約した処理量685,4万トンに127,2万トン足りない。

この総量見直し資料が作成された時点で、宮城県が、鹿島JVとの契約を考えれば、石巻のがれきや女川、東松島市を加えた3市のがれきは、鹿島JVによる処理だけでも足りなくなる。

したがって、この時点で宮城県は、鹿島JVとの契約を処理量と契約金の下方修正を行う必要があった。そうしなければ、鹿島JVは、契約通りのがれきの処理をしないで、契約金を得ることになる。

(しかし6月19日現在、宮城県は契約変更を行っていない。)

ではそうした中でなぜ、北九州に石巻からがれきが運ばれる計画が進行しているのか?石巻から北九州に回すがれきは何処にあるのか?

③ 宮城県の発表の中から抜け落ちた鹿島JVとの契約

がれきの総量の見直しを受けて、宮城県は今年5月21日「災害廃棄物処理対象量の見直しについて」(県受託処理分)を記者発表している。

(資料3~5)この資料には、

石巻ブロックの県受託処理分の見直し前と後の数量が、

見直し前685万トン

見直し後312万トン

と記載されている。(資料4:P5)

そしてこの見直し後の数値を基準にして、

「県受託量」- (「県内処理」+「県内拡大分」) = 「広域処理量」

の計算式で広域処理量が算出されている。

石巻ブロックは、

再生利用12万トン、

焼却処理28万トン、

埋め立て処分33万トン、

合計74万トンと広域処理量が、記載されている。(資料5:P6~7)

しかし見直し前、宮城県は県が受託した685万トンを、そっくりそのまま鹿島JVに委託し、昨年9月16日には、契約締結していたが、この点は、この報告書にはなんら触れられていない。

見直し前の685万トンですら、他の都道府県の広域化に頼ることなく、プロポーサル審査で、鹿島JVに委託していた。ところが、この報告書では、石巻ブロックのがれきから突然、広域処理するがれきが74万トンも作り出されるのである。これは一方で鹿島JVが処理予定している分を、他方で広域に回す分として2重カウントする状態になっている。

今回の場合、宮城県では、がれき量を大幅に下方修正しているため、鹿島 JV との契約を前提としても、鹿島 JV が処理できる量は、下方修正される。そのため、契約変更が不可避である。そうしないと鹿島 JV にそのまま予定の契約金 1923 億 6000 万円を支払うことになる。

ところが、今回は鹿島 JV に委託していたがれきを二重にカウントして、その分を北九州他に持ってこようとしていたことが分かった。

鹿島 JV は、契約処理量に満たない分は、処理することなく契約金が入ることになり、逆に県や国はその分およそ数百億円を損失するだけでなく、北九州他の自治体に運ぶ分の処理費も 2 重に使われることになる。

2) 北九州の資料による石巻市のがれき

北九州市の資料は、この宮城県の資料に基づき作成されている。そのため、この資料でも石巻のがれきは、鹿島 JV に委託されている点がまったく抜け落ちている。

たとえば、北九州市の「災害廃棄物の受入れの検討について一資料 1」（平成 24 年 5 月 1 日）（資料 6）によれば、

「2 石巻市の災害廃棄物の処理の状況」として

災害廃棄物の量「推計 616 万トン」と記載し、

石巻ブロックで広域処理が必要な量は、294 万トンと記載されている。

ここでも 616 万トンの大半（580 万トン）は、鹿島 JV が落札している点の記載がなく、広域化するという 294 万トンは、2 重カウントされている。

またその後 6 月に発行した北九州市のパンフレット（資料 7）によれば、石巻市の 312 万トンを宮城県が処理を受託し、

そのうち 73 万トンを広域処理に回そうとし、

さらにそのうち 28 万トンが、可燃物であり、

この 28 万トンが北九州の処理の検討対象になるとしている。

このパンフレットは、見直し後に作られたものであるが、宮城県の作成資料をそのまま点検なく作成し、すでに鹿島 JV に処理委託しているがれきを北九州に運ぶ計画にしている。

<問題指摘>

1) 事実確認

*北九州市の資料には、広域処理を予定しているがれきは、現在(H24年6月)でも73万トンあり、その内可燃物は、28万トンあるとなっている。しかし宮城県では、石巻ブロックのがれきは、鹿島JVに落札され、しかもがれき処理

